

社会福祉法人正美保育園 役員、評議員、評議員選任・解任委員報酬等規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正美保育園（以下「本法人」という。）役員、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

（報酬）

第 2 条 本法人定款第 5 条に定める評議員、第 6 条に定める評議員選任・解任委員及び第 16 条に定める役員が評議員会、評議員選任・解任委員会及び役員会等に出席したときには、別表 1 により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第 3 条 本法人定款第 5 条に定める評議員、第 6 条に定める評議員選任・解任委員及び第 16 条に定める役員が法人業務のため出張する場合は、本法人職員旅費規程に基づき旅費を支給することができる。

（改正）

第 4 条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 報酬表

区分	報酬額	
役員会、評議員会等に出席した場合の報酬	役員(理事、監事)	5, 0 0 0 円
	評議員	5, 0 0 0 円
	評議員選任・解任委員	3, 0 0 0 円